

若者・女性の活躍を応援する補助制度を新設

～“若者や女性の想いをカタチに。”事業補助金～

平成 29 年 4 月からスタート！

「概要」 ※詳細は要綱をご覧ください！

1. 目的

北塩原村の若者や女性が活躍できる村づくりの一環として実施します！

- 若者や女性を核とした村民協働によるむらづくりの担い手育成
- 若者や女性の地域コミュニティ活動への主体的な参画
- 若者や女性が共に学ぶ環境の創出

2. 対象団体

村内に住所を有する若者（18歳から50歳未満）又は女性が4名以上所属しており、活動拠点が村内にある団体。

3. 対象事業

公共性のある事業（むらづくり・コミュニティ活動・観光・農業・文化・芸術・スポーツなど）

4. 補助対象経費

補助の対象となる経費は事業実施のために必要な経費です。

5. 補助金交付額

1事業あたり補助対象経費の2分の1（上限20万円）※千円未満の端数は切り捨て

「申し込み」

1. 募集期間

平成29年4月3日（月曜日）から平成29年5月19日（金曜日）まで

※予算の範囲内での募集となります

2. 応募方法

以下の書類に必要事項を記入し、北塩原村公民館へ提出してください。

- “若者や女性の想いをカタチに。”事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 団体の概要説明書（別紙1）
- 事業計画書（別紙2）
- 収支予算書（別紙3）
- 団体の構成員の名簿（年齢が分かるもの）
- 機械、器具及び備品等の設備に係るものにあつては、見積書等

3. 選考方法

提出された申請書類を、北塩原村公民館と事業関係課とでヒアリング及び書類審査します。

《お問い合わせ》

北塩原村公民館

電話：0241-23-5236

FAX：0241-33-2522

メール：k-kouminkan01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

※申請書の書き方や提案事業に関するご相談など、お気軽にお問い合わせください！